

教育委員会定例会会議録

1 日時

平成21年5月25日(月)

開会 13時30分

閉会 16時00分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 竹下謙委員長、丹保健一委員、牛場まり子委員、清水明委員、向井正治教育長

欠席者 無し

4 出席職員

教育長 向井正治(再掲)

副教育長兼経営企画分野総括室長 山口千代己

教育支援分野総括室長 真伏利典 学校教育分野総括室長 松坂浩史

社会教育・スポーツ分野総括室長 鳥井隆男 研修分野総括室長 山中良明

経営企画分野

教育総務室長 平野正人生 情報・危機管理特命監 津谷章雄、

教育総務室副室長 藤岡幸一 教育総務室副室長 森下宏也 教育総務室主査 佐藤元紀

教育支援分野

人材政策室長 増田元彦 人材政策室副室長 吉間禎夫 人材政策室主査 伊藤光司

人材政策室主事 佐々木幸恵

福利・給与室長 福本悦蔵 福利・給与室副室長 谷岡徳夫

学校施設室長 大津茂夫

社会教育・スポーツ分野

社会教育・文化財保護室長 山田猛 社会教育推進特命監 石倉邦彦

社会教育・文化財保護室副室長 高島章寛 社会教育・文化財保護室主査 杉谷尚樹

スポーツ振興室長 村木輝行 スポーツ振興室指導主事 奥井達司

5 議案件名及び採決の結果

件名

議案第10号 2009年版県政報告書(案)について

議案第11号 三重県教育職員特別免許状授与審査委員の任命について

議案第12号 条例改正案について(その1)

議案第13号 三重県教育委員会指定管理者選定委員会委員の任命について

議案第14号 損害賠償の額の決定及び和解について

議案第15号 条例改正案について(その2)

審議結果

原案可決

原案可決

原案可決

原案可決

原案可決

原案可決

6 報告題件名

件名

報告1 住民監査請求の監査結果について

報告2 第59回三重県高等学校総合体育大会の開催について

7 審議の概要

・開会宣告

竹下委員長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

・**前回教育委員会（平成21年5月12日開催）審議結果の確認**

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員承認する。

・**議事録署名人の指名**

牛場まり子委員を指名し、指名を了承する。

・**会議の公開・非公開の別及び進行の確認**

議案第10号、議案第12号、議案第14号、議案第15号が意思形成過程のため非公開にて、議案第11号、議案第13号が人事案件のため秘密会にて審議することを承認する。

会議の進行は、公開の報告1、報告2を報告した後、非公開の議案第10号、議案第12号、議案第15号、議案第14号を審議し、秘密会の議案第11号、議案第13号を審議することを確認する。

・**審議内容**

報告1 住民監査請求の監査結果について（公開）

（教育総務室長説明）

住民監査請求の監査結果について、別紙のとおり報告する。平成21年5月25日。三重県教育委員会事務局教育総務室長。

平成21年3月25日に四日市市在住の方から出された監査請求について、平成21年5月13日に監査委員事務局から本請求はこれを棄却するとの結果を受けました。県立学校緊急地震速報端末整備事業にかかる公募型企画提案コンペに関する監査請求でございます。この事業の内容としては、地震が起きた際、児童生徒や教職員の被害をできるだけ少なくするということから、県立学校77校に緊急地震速報端末を設置し、それを校内にある放送設備と接続をいたしまして、校内での一斉放送をするというものでございます。

事業者の選定にあたりましては、気象庁からの緊急地震速報サービスが、平成19年10月に開始されてから日があまり経っておらず、全国的にも大量にこのような端末を導入しているといった事例も少なかったということや、この緊急地震速報端末の機能や、学校の放送設備とのつなげ方、また、初期コストやランニングコストにつきまして、それぞれ多様な実態があることから、一律に初期コストだけで判断するというのではなく、システムの内容や施工体制、また、将来にわたる経済性等も考慮し、公募型企画提案コンペという形で実施いたしました。このコンペには4社から応募がございました。そして、今年の1月23日に選定委員会を開催し、最優秀提案事業者ということで(株)ケーブルコモンネット三重を選定いたしております。

緊急地震速報につきましては、24時間、365日、予知を含む情報が伝達されるというような特性がございます。現在、教育委員会では、「くものすネットワーク」といったような既存のネットワークを持っていますが、これらにつきましては定期点検等で一時的に止まることもあります。それから、情報セキュリティの観点からは、既存のネットワークに他のシステムを入れることについては、できるだけ最小限にとどめなければならない、他に代わる手段があれば、既存のネットワークは使わないといった県の基準がございます。このため、仕様書の中で、情報配信を行う行政WANや、くものすネットワークといったようなものは使うことができないことを示し、企画提案コンペを行なっております。当日の審査会では、企画提案書に基づくプレゼンテーションを各事業者から受け、その後、手段の現実性といった観点での適否評価を行い、適否評価が通ったところにつきましては、更に選定評価を行うという形で2段階の評価を行ないました。

今回、最低見積額で入札した事業者につきましては、既存のネットワークを使うというものであったことから、適否評価の段階で不適合になり、次の選定評価に進めなかったという状況でした。このことについて住民監査請求が出されたというものでございます。

請求内容につきましては、公募型企画提案コンペで公平な審査が行われておらず、最低見積額で入札した事業者の提案が教育委員会の仕様書に適合しているにもかかわらず、不適合の判定を受けたという内容でございます。

監査対象事項につきましては、「企画提案コンペにより事業者選定を行なった本事業にかかる支出は違法又は不当な公金の支出に当たるか。」というところで監査が行なわれております。

監査委員の判断については、「請求には理由がないものと判断し、本件請求はこれを棄却する。」という内容でございます。

最後に附言ですが、今後、応募者の誤解が生じないよう、仕様書等の表記には十分留意されたいということ、また、今後、こうした新たな事業を予算化する際には、先進事例を事前に調査し、必要な額を措置するよう努められたいといった2点の附言をいただいております。住民監査請求の監査結果については以上でござ

ざいます。

【質疑】

委員長

事実関係を、企業からの請求内容も含め最初から図で説明してもらえないですか。「くものすネットワーク」の説明もお願いします。

教育総務室副室長

この緊急地震速報というのは、気象庁からのデータが有線で端末に送られるものであり、地震発生時のP波、S波を感知することによって、実際に揺れる何秒か前に知ることができるシステムです。子どもたちが事前に地震発生を知ることにより、机の下に身を隠すことができるということで、平成19年10月から本格的な運用が始まりました。

今回、県立学校77校にこの端末を設置しようということで、このコンペを企画いたしました。その際、既存のインフラを活用して端末を設置するように考えました。現在、県立学校にはケーブルテレビの回線やNTTの回線がありますので、その回線を活用してこの端末を接続しようと考えていました。

ただ、このケーブル回線、NTT回線については、パソコンに接続されており、この端末の線と同じ線を使ってしまうと、パソコンの保守点検のために年に2回ほど止めなければなりません。また、セキュリティ上の制限もありますので、事業者に対しては、モデムという機械により、線を分岐させて端末に接続することを提案するよう求めました。そうすることにより、「くものすネットワーク」と別の回線となりますので、保守点検のために止める必要もなくなり、安定した運用ができるということになります。こういった流れでこの事業を考えておりました、仕様においても、既存のネットワークを使用しないということの大前提いたしました。

副教育長

「くものすネットワーク」というのは、県立学校の教員のパソコンネットワークであり、総合教育センターにホストを置いています。もう1つ、行政WANというものがありますが、これは県立学校の校長、教頭、事務職員が利用できる、三重県庁の中の通信回線です。そういった2つのネットワークがあるので、それを使わず、入り口で分岐させるということでございます。

教育総務室副室長

こういった仕様で応募した結果、4社より提案がありました。今回、施工した会社である、(株)ケーブルコモンネット三重の他、B社、C社、D社と3社あり、この内、2社については、既存のネットワークを使って端末を置くという提案であったことから、選定評価で失格ということになり、不適格と通知いたしました。

ところが、この企画コンペの情報を知った四日市在住の方から、この(株)ケーブルコモンネット三重と、失格になった事業者との差額、約1,500万円は違法な公金の支出であるということで、住民監査請求が出されてまいりました。教育委員会は既存ネットワークを使用するとの判断をしたが、そうではなく、県の仕様に合致している。提案書はそうなっているが、プレゼンテーションではっきりと説明をしたとの主張です。その後、5月13日に監査委員事務局からの監査結果が出され、請求には理由がないものと判断しこれを棄却するとの結果となりました。

なお、4社の内、2社が仕様について誤っていたということもあり、仕様の記載について至らないところがあったという附言が出されました。以後、こういうことがないようにしたいと思います。また、このコンペについては2回実施していますが、価格をずいぶん上げて2回目を実施したため、当初の予算についての調査ができていなかったという苦言をいただいております。その辺も解決していきたいと考えています。

丹保委員

気象庁からのデータは専用の回線を使っているということですね。他の回線が混ざると、色々とトラブルが起こるので分岐しなければならないということですね。

教育総務室副室長

はい。

委員長

これはいくら言っても先方は理解できないというか、この附言にあるように、最初の説明が足りなかったのでしょうか。いずれにしても、東京の業者と比べた場合に、向こうのほうが技術的に進んでいる面があると思います。他の面で見ましても、東京の大企業や、あるいは大企業と一緒に仕事をしているような業者の方が技術力は高いということがあります。そういう業者がこれから続々と入札してくると思いますから、手続きに少しでも違うところがあると、どんどん突付かれる可能性が、今後、より一層高くなると思います。その辺は気をつけてもらえればと思います。

丹保委員

例えば、地域に及ぼす影響とか、そういうものを考えて入札を行うのですか。それとも純粋に金額だけで

副教育長

企画型コンペですので、金額だけではなく総合評価になります。地域産業の保護という面での約束事はあるのですが、安ければいいというものではありません。このことがうまく運営されていくかどうかということも含めて審査をしてもらいます。審査員は県庁の情報政策の担当部や防災危機管理部の課長級の職員、また、学校の校長も入ってもらいました。

委員長

例えば、三重県内の業者を優先することを条件にするとか、審査の基準にするというのは難しいのですか。

副教育長

土木の入札の場合は、地域貢献により点数をつけるものもあります。

委員長

そういうものを基準にして選んだ場合には、裁判や監査請求においておかしいということになるのですか。

副教育長

事前にアナウンスしていれば問題にはなりません。

委員長

アナウンスをしても、裁判になったら負けると思いますよ。技術力があり、経費も安ければ。だから、それを何らかの形で阻止する方法が必要だろうと思いますけどね。

教育長

公共事業において、例えば地域限定で道路工事や河川工事を行なうような場合には、総合評価を行い、点数を付け、一定限度で地域のほうが有利になるように入札を行っています。

委員長

以前に四日市市においてPFIで公営住宅を造ったのですが、私が審査委員長を務めていました。そこで、色々地元業者を重視するように基準を作りました。しかし、結局は東京の大手業者が落札しました。企画のレベルが全然違う。それから、調達するものも違う。地域貢献でいくら点数を上げたとしても、問題にならない。地元の業者は経費が一番安かったが、総合評価で行けば、やはり段違いに東京の大手業者の方がいい。そういうことは、これから仕事が減ってくると、ますます起こるだろうと思う。しかし、東京の業者に仕事してもらった場合には、後のフォローが中々できない。電話一本ですっ飛んで来るというわけにはいかないし。となると、やはり地元優先で、少々の技術は目をつぶらなければならないのかなと私は思うのですが、そうすると、県民や市民が承諾しない。となると、県民や市民が承諾するようなものを作らないといけない。となると、条例の制定だろうと思っている。そういうことも考えないといけない時代ではないでしょうか。

副教育長

地域の主だった業者と組んで仕事をするという業者はいるが、地域の仕事を全部東京に持っていくという業者は最近いません。というのも、先ほど委員長が言われたように、運営や維持管理についてどうするのかということに関わってくるので、JVが非常に効果的なのではないかなと思います。総合評価を越えるような地域貢献の要素を増やすということは多分ないと思います。総合評価の中に地域貢献も入るし、企画力やランニングコストも入る。また、イニシャルコストも入っている。

丹保委員

分かりました。そういうものが全部入って総合的に判断されるということですね。

委員長

この際だから持論を言わせてもらおうと、それだと三重県はどんどんジリ貧状態になっていくのではないかと考えています。結局、地元企業は全部東京の下請け的なものになってしまう。三重県としては絶対に考える必要あると思いますよ。

副教育長

政治的にそういうようなことを条例化していてもいいのかなとは思いますが。

委員長

さらに、もう1つだけ言うと、市民や県民は、今はまだ先の先まで見ていないというか、自分たちが結果的に自分たちの首を絞めることになるということを考えない方々が結構多いので、将来のためにもその辺のことを考慮する必要があるのではないかなと考えております。

それはともかくとして、この住民監査請求は、結局、棄却ということになりましたが、ひょっとすると住民訴訟がこれから起こるかもしれません。

よろしいでしょうか。それでは、これを了承いたします。ありがとうございました。

- 全委員が本報告を了承する。 -

報告2 第59回三重県高等学校総合体育大会の開催について（公開）

（スポーツ振興室長説明）

第59回三重県高等学校総合体育大会の開催について、別紙のとおり報告する。平成21年5月25日提出。
三重県教育委員会事務局スポーツ振興室長。

資料1ページをご覧いただきたいと思います。開催の期日でございますが、5月29日（金曜日）から31日（日曜日）まででございます。なお、一部種目については、もう既に開催されていたり、この後で開催するというものもございます。その開会式につきましては5月30日に予定しております。このことにつきましては、後ほど触れさせていただきたいと思います。

種目、会場でございますが、次のページをご覧いただきたいと思います。そこに種目別競技日程の一覧がございます。1番の陸上競技から33番野球までそれぞれ日程及び会場が記載されておりますので、ご覧いただきたいと思います。

この大会は県内の高等学校の生徒が出場する大会ということで、県内85校の生徒、そして15,000人の参加者を予定しております。この大会の採点方法につきましては、学校対抗方式を採っております。それぞれの競技種目において得点があり、合計点での学校対抗ということになっています。種目別得点ということで、全種目において参加点を1点与える。以降、1位から8位までに11点から2点を与え、この合計点がそれぞれの総合の成績になります。表彰については、総合成績、全日制男女別、定通制男女別に総合優勝校を決定し、持ち回り優勝旗、優勝杯、優勝盾を授与します。全日制は6位まで、定通制は3位までを県教育委員会並びに県高等学校体育連盟が表彰します。表彰の期日につきましては、平成21年7月14日、勤労者福祉会館において行う予定をしております。

総合開会式については、資料の3ページをご覧いただきたいと思います。期日は5月30日土曜日、会場は県営サンアリーナ、サブアリーナで行なう予定でございます。これはバドミントン競技の開会式をこの総合開会式に代えてということでございます。選手宣誓は、久居高校バドミントン部の塚本晋平さん、そして金子莉枝さんをお願いすることになっております。なお、この開会式当日には教育長も出席していただき、ご挨拶していただく予定になっております。

最後に、国内で心配されております新型のインフルエンザの関係でございますが、これにつきましても、県内で発生した場合等につきましては、大会の延期も含めていろいろと検討、対応をしていく必要があると思っております。この大会につきましては、全国高校総体の予選も兼ねており、本県の代表校や代表選手を選出するうえでも、もし、この後、感染が拡大して本県にもということになれば、平日の開催も視野に入れ、共催の県高等学校体育連盟とも連携を図りながら、延期等の検討をしてきたいと考えております。

以上でございます。

【質疑】

丹保委員

今のインフルエンザの話は一番神経を使いますよね。発生した場合の対応については、これから考えるのですか。大体考えてあるのですか。

スポーツ振興室長

県内の高等学校でどこかが臨時休業になった場合におきましては、その学校の生徒が関係する競技種目等に影響するということが基本的な考え方であろうかと思います。

ただ、一部球技の種目では既に予選を重ねてきて、残っているのが4校であるという種目もあります。その学校や会場に関係のない地域での発生となった場合には、開催できる場合もあるかと思いますので、実際にそういう事態になったときには個々に、慎重に検討をしてみたいと考えております。

丹保委員

休業にするかどうかは校長が決めるのか、知事が決めるのか、厚生労働大臣が決めるのか、いろいろあり得ますよね。その辺のところは今どうなっているのですか。

副教育長

学校保健安全法というのがありまして、そこで感染症については定義されております。休業を決めるのは設置者でございます。今回の新型インフルエンザについては、文部科学省からも都道府県の健康福祉部等と連携しながら、臨時休業の要請があったら、それに備えて準備をしておくことという通知も出ております。当初の行動計画は強毒性を想定してのものだったのですが、弱毒性ということになり、社会機能を著しく低

下させないため、学校の休業についても、地域限定とか、一部の学校でということになりました。1件発生したことにより三重県の全部の小中県立学校を休校にするという、当初の計画からは変わってきたということで、健康福祉部は厚生労働省、教育委員会は文部科学省と協議しながら、休業の範囲を決めていくということになります。

ですので、その休業する学校や地域によっては、会場を変えざるを得ないといったことが起こる可能性があります。また、感染した生徒の行動範囲や家族構成によっても休業する学校や地域が変わってきます。一般社会人の場合はどうするのかという非常に悩ましい問題がありますが、最終的には総合的に対策本部で判断していただいて、教育委員会としては関係の県立学校について自粛なり休業を、そして、市町教育委員会には要請をかけるということになります。

丹保委員

普通のインフルエンザの場合の休業と今回は違った対応をするべきだということなのですね。分かりました。

委員長

1校でも休業になったとき、参加できない子どもがいる場合でも開催するのですか。

スポーツ振興室長

もし、このことによって1校でも学校が参加できないというようなことになれば、教育的な観点からも、大会は延期をするということが基本的な考え方になっています。

委員長

その延期は種目別に決めるのですか。

スポーツ振興室長

そうでございます。

丹保委員

最悪の場合だと、全国代表を決められなくなりますね。

スポーツ振興室長

調べましたところ、6月の下旬が全国大会の申込みの期限に設定されておりますので、それまでに何らか予選会等を開催しなければなりません。もし、それができない場合に、どのように代表を選ぶかというのは、それぞれの種目団体とも協議が必要になってくると考えております。

委員長

学校の休業は知事が決めるのですか。

副教育長

設置者である三重県教育委員会でございます。

委員長

兵庫県の高校のときに発表したのは知事ですね。大阪も知事が発表していました。あれはどういうことかなと思ってテレビを見ていたのですが。

教育長

季節型インフルエンザの場合には、学校教育法の規定で、施設設置者が決めるわけですが、今回の新型インフルエンザは、国の行動計画の中で、各都道府県にインフルエンザ対策の本部が設置され、基本的には保健部局からの通知に基づいて休業を決めるということになっています。対策本部の本部長である知事が休業を公表したので、それを受けて教育委員会は全県で休業したというような流れです。

委員長

知事がというのではなく、本部長の肩書きで発表したわけですね。どうして教育長ではないのかなと思っていたのですが。分かりました。

素朴な質問ですが、去年の総合優勝は四日市工業高校でしたね。こういうところには何かあるのですか。県内で優勝したというだけですか。別に全国大会に出るわけでもないのですか。

スポーツ振興室長

県内で優勝したということで表彰をするだけで、特にこの後何かというものはありません。

それから、全国高校総体につきましては、7月下旬から8月にかけて開催されますが、この県総体を受けて、東海高校総合体育大会が6月に開催されます。今年は本県が会場となっておりますが、また別の機会に報告をさせていただこうと思っています。例えば、陸上競技ですと、県大会の予選、東海大会の予選を経て全国大会へ進みます。種目によっては、県大会の予選を経てそのまま全国大会というものもあります。そういったことにつきましてもご報告させていただきたいと思います。

委員長

今年は大変ですね。全部三重県ですね。この報告はよろしいですね。了承いたしました。

- 全委員が本報告を了承する。 -

議案第 10 号 2009 年版県政報告書案について（非公開）

教育総務室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

議案第 12 号 条例改正案について（非公開）

福利・給与室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

議案第 15 号 条例改正案について（非公開）

福利・給与室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

議案第 14 号 損害賠償の額の決定及び和解について（非公開）

学校施設室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

議案第 11 号 三重県教育職員特別免許状授与審査委員の任命について（秘密会）

人材政策室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

議案第 13 号 三重県教育委員会指定管理者選定委員会委員の任命について（秘密会）

社会教育・文化財保護室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。